

日本語学校教育機関としての自己点検・自己評価

MANABI 外語学院 長野校

校長 畑田 高志

MANABI 外語学院長野校は、日本語教育機関の告示基準第 1 条第 1 項第 18 号の規定に従い、当校の教育理念に基づき、適切な業務運営を行い、教育水準の向上に向け、自己点検・自己評価項目を定め、定期的に点検、評価を行い当校ホームページに掲載する。尚、点検、評価項目については、一般財団法人日本語教育振興協会が推奨する自己点検・自己評価項目を内容としている。

各項目の評価方法も同様に上記に基づき 3 段階評価（A・B・C）とし、下記の評価内容としている。

評価

A：「達成されている」あるいは「適合している」項目。

B：「一部未達成」であるが、1 年をめどに達成あるいは適合が確実な項目。

C：「未達成」あるいは「適合していない」項目。

尚、この自己点検・評価票の作成は学校内に校長、教務主任、事務局長等の役職者を中心とした「自己点検・評価委員会（構成員：5 名）」を設け、自己点検・自己評価を実施し、さらに学院幹部会にて確認した結果である。

点検・評価確認日：令和 1 年 10 月 11 日

実施責任者：校長 畑田 高志

日本語教育機関教育活動評価

自己点検・評価票

日本語教育機関名：MANABI 外語学院 長野校	
点検・評価項目	
理念・教育目標	
〈理念・ミッション〉 「有志竟成」 ・個々に描く将来の成功を目指し、志を高く持ち可能性を最大限に開花させ、成し遂げる喜びが将来の糧となる教育を目指す。 「教育方針」 ・MANABI 外語学院は誠実と思いやりを持って学生と向き合い、高いレベルの日本語教育の提供を行うと同時に、日本文化、日本社会のルールをわかりやすく伝え、学生の夢の実現に向けて全力で努めます。 ・日本語教師は常に修養に努め、自らの知識と見識を深めることを通して、日本語教育の質の向上を目指すとともに常に人材育成を心がけ日本語教育の発展のために貢献します。 ・私たちは激動する現代世界に向かって視野を広く持ち、日本語教育を通して日本人や日本文化の理解を広めるために貢献し、世界の中で社会奉仕と社会貢献をすることに努めます。	
〈教育目標〉 ①自己実現のサポート ②自己の再発見 ③国際感覚の養成 ④日本語の心の理解 ⑤じっせん日本語の習得	
〈育成する人材像〉 ・志を高く持ち、理想を現実にするため、ひたむきに日本語学習に臨み、個々のレベルの向上に努めること。 ・日本語教育を通じて日本社会や文化を学び、公共の精神を尊ぶことや、自立した生活を送る責任を多種多様な経験から学び、豊かな人間性や創造性を備えること。 ・日本を理解するとともに、世界の国々を理解し、世界の人々と協力し合うことができる連帯感と謙虚な心構えを持って、日本留学を全うすること。	
1. 学校運営	確 認
1.1 日本語教育機関の告示基準に適合している。【注】	[✓]

2. 入学者の募集	評 価
2.1 教育内容を含む最新、かつ、正確な学校情報を開示している。これらは想定する入学志願者の理解できる言語で行うよう努めている。	Ⓐ B C
2.2 海外の募集代理人（エージェント等）の行う募集活動が適切に行われていることを把握している。	A Ⓑ C
3. 入学者選考	
3.1 入学者の選考に関し、学習能力、勉学意欲、経費支弁能力、日本語能力等について根拠資料で確認する等、適切な方法により確認している。	Ⓐ B C
3.2 入学者の選考に当たっては、学校関係者（職員等）が面接等を行うよう努めている。	Ⓐ B C
4. 納付金	
4.1 入学検定料、入学金、授業料その他納付金の金額、納付時期、納付方法、及び学費以外に入学後必要な費用を募集要項等に明記している。	Ⓐ B C
4.2 関係諸法令に基づいた学費返還に関する規定を定め公開している。	Ⓐ B C
4.3 上記 4.1 及び 4.2 については入学志願者、在籍者及びその経費支弁者の理解できる言語で情報公開に努めている。	Ⓐ B C
5. 学生支援	
5.1 日本社会を理解し、適応するための取組を行っている。	Ⓐ B C
5.2 進路指導を適切に行っている。	Ⓐ B C
5.3 重篤な疾病や傷害及び交通事故のあった場合の対応を定めている。	Ⓐ B C
5.4 入管法上の留意点について学生への伝達、指導を定期的に行っている。	Ⓐ B C
5.5 不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取組を継続的に行っている。	Ⓐ B C
6. 教員	
6.1 校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容を明確に定めている。	Ⓐ B C
6.2 教職員の教育力及び支援力強化のための研修等を実施するとともに、他機関の実施する研修会等への参加を促している。	Ⓐ B C
6.3 教員評価を適切に行っている。	Ⓐ B C
7. 教育活動	
7.1 理念・教育目標に合致したコースを設定し、カリキュラムを体系的に編成している。	Ⓐ B C
7.2 授業開始前までに学習者の日本語能力を試験等で判定し、適切なクラス編成を行っている。	Ⓐ B C
7.3 教員の能力、経験等を勘案し、適切な教員配置をしている。	Ⓐ B C
7.4 授業記録簿等を備え、実施した授業を正確に記録している。	Ⓐ B C
7.5 理解度、到達度の測定と評価を実施期間中に適切に行い、その結果を的確に学生に伝えている。	Ⓐ B C
7.6 授業評価を含む教育活動の評価を定期的に行っている。	Ⓐ B C

8. 教育施設	
8.1 教室内は十分な照度があり換気がなされているとともに、語学教育に必要な遮音がなされている。	Ⓐ B C
8.2 授業時間外に自習できる部屋の確保に努めている。	Ⓐ B C
8.3 法令上必要な設備等を備えている。	Ⓐ B C
9. 安全・危機管理	
9.1 対象となる学生全員が国民健康保険に加入している。	Ⓐ B C
9.2 感染症発生時の措置を定めている。	Ⓐ B C
9.3 気象警報発令時の措置、災害発生時の避難方法等を定め、教職員及び学生に周知している。	Ⓐ B C
10. 法令の遵守等	
10.1 法令遵守に関する担当者を定めている。	Ⓐ B C
10.2 教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組を行っている。	Ⓐ B C
10.3 個人情報保護のための対策をとっている。	Ⓐ B C
10.4 地方出入国在留管理局、その他関係官公庁、日本語教育振興協会等への届出、報告を遅滞なく行っている。	Ⓐ B C

評価方法

- ・A:「達成されている」あるいは「適合している」項目。
- ・B:「一部未達成」であるが、1年を目途に達成あるいは適合が確実な項目。
- ・C:「未達成」あるいは「適合していない」項目。

【注】この項目には、「告示基準」適合状況点検表(別紙3)の作成が必要です。作成後確認として
[]欄に「✓」を記入してください。